

## 学生の皆さんへ

法科大学院は、司法制度改革の一環として新たに制度化された法曹養成のための専門職大学院です。神奈川大学は、地元横浜で最も歴史のある法学教育の担い手として、この新制度が発足した2004年度に大学院法務研究科を設置し、現在の社会で質量ともにその大いなる拡充が求められている法曹養成に積極的に取り組んでいます。

本法務研究科における教育の特色は、まず理論と実務の密接な連携にあります。教員は、研究者教員と実務家教員（現職の弁護士や裁判官・検事の職歴をもつ教員）によって構成され、演習科目の担当やクラス担任については、原則として両者がペアになるよう配置しています。また、授業科目の中には、横浜弁護士会・神奈川県司法書士会の協力のもとに法律業務を実地で学ぶ実習科目や、模擬裁判学習を含んだ「実務基礎科目」が多く用意されています。

次に、教育の過程（プロセス）重視も特色の一つです。旧来の司法試験の受験指導が暗記中心の“点の教育”であったのと異なり、法科大学院の授業は、学生が十分な予習をして予備知識を身に付けていることを前提に、「考えること」、「理解すること」、「説明できること」に重点をおいています。また、授業の前後に一定の課題が課せられることも少なくありません。しかし他方で、受け身の姿勢で授業に出ているだけで必要な学力が身に付くわけではなく、学生にも、自らの学習進度を冷静に見極め、日頃から自主的かつ計画的に勉学に取り組む自覚と努力が求められます。そのため、少人数教育の長所を活かす手立てとして、きめ細かな学修支援を教員の側でも準備しています。

さらに、法曹に不可欠な法律基本科目に偏ることなく、幅広い法的素養を身に付けるため、基礎法学科目、隣接科目のほか、展開・先端科目を多く配置し、コース制によりそれらの科目を系統的に学べるよう配慮しています。「展開・先端科目」には司法試験の選択科目も含まれていますが、今日の社会に生起する法問題はますます複雑となり、解決困難な課題が山積していますので、それらの科目から現代的な法問題の一端を学ぶこととなります。

以上のような特色をもつ本法務研究科において、着実に勉学を積み重ね、近い将来に、多くの人々から信頼される法曹人として大いに活躍されることを心から願っています。

法務研究科委員長 安達和志